

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	コンテナ型データセンターに関わる規制の見直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>建築基準法および消防法の規制により、現在、日本では、コンテナ型データセンターの普及が進んでいない。</p> <p>データセンター内への人の出入りはセキュリティー確保の面からも非常に限られており、定常的に人がいることを前提とした建築基準法とは前提が大きく異なる。</p> <p>また、コンテナ型データセンターは設置場所が人や建物から離れた郊外や単独施設として設置されることが多く、人や他の建築物に影響を与えることが少ない。</p> <p>現状、消防法でのカテゴリは各自治体の判断によるため、自治体によってバラバラである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	建築基準法、消防法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>コンテナ型データセンターに関して、規制の緩和をし、普及を促進すべきである。建築基準法に関してはコンテナ型データセンターを適用外とし、消防法に関しては緩和をすべきである。</p> <p>センター内に短時間でも人が出入りする可能性があることから、建築基準法の対象から外せないということであれば、審査内容の簡素化及び審査期間を大幅に短縮すべきである。</p> <p>消防法に関しては、カテゴリーを統一することで、制度運用を適正化し、申請にかかる工数を削減すべきである。また、カテゴリーのレベルもより簡易な物にすべきである。</p>